

セゾンカード規約及び本特約をよくお読みのうえ大切に保管して下さい。

埼玉西武ライオンズファンクラブカードセゾン特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が埼玉西武ライオンズファンクラブ(以下「クラブ」という)を運営する埼玉西武ライオンズファンクラブ事務局(以下「事務局」という)と提携して発行するクレジットカードで埼玉西武ライオンズファンクラブカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

クラブの会員の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し、本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。なお、本カードはクラブの会員証を兼ねるものとします。

第3条(年会費)

会員は、事務局に対しクラブの年会費とその消費税等を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返し致しかねます。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩年会費のお支払いがないとき。

(7)会員が本カードの会員資格を取り消された場合は、クラブ会員資格も取り消されるものとします。

第5条(有効期限)

クラブ会員の有効期限は、本カードの有効期限にかかわらず毎年1月末日までとし、年会費のお支払いをもって自動更新するものとします。

第6条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。